

座談会

「外交アーカイブ」の役割について

はじめに

新見（『日本外交文書』編纂室長） 昨年（平成二十一年）七月の公文書管理法の成立や、本年五月の外交記録公開制度の制定・施行など、外交文書公開に関わる制度の整備が急速に進む中で、外交史料館は国立公文書館と並ぶ施設として位置づけられ、実際に外交文書の移管が大幅に増加するなど、その機能と役割は非常に大きな変化を遂げつつあります。他方、諸外国の文書館においても、外交文書の公開に向けた先駆的な取り組みというものがなされています。

本日は、こうした国内外の外交文書公開施設、「外交アーカイブ」と申し上げさせていただきますが、これをめぐる新たな動向を踏ま

波多野 澄雄
佐藤 晋
細谷 雄一
原口 邦紘

えながら、この「外交アーカイブ」に求められる機能・役割、とりわけ日本の「外交アーカイブ」であります外交史料館に今後期待される役割につきまして、こうした問題にお詳しい四人の先生方に座談会形式でお話し願ひ、ご提言などをいただきたいと思います。

それでは、本日も招きした先生方をご紹介します。佐藤先生には、これまで外交記録公開で公開された文書を積極的にご研究に活用していただいておりますので、利用者としてのお立場からも外交文書の公開状況や利用方法等についてご意見を伺えればと思っております。続いて、慶應義塾大学の細谷雄一准教授です。細谷先生は、英米仏等の外交

史料を活用したご研究が非常に豊富で、諸外国の公文書館制度にも非常に精通されており、また、当省の外交記録公開推進委員会の常任委員も務められておりますので、こうした観点からお話をお願いいたします。そして当館の『日本外交文書』編纂委員会からは、波多野澄雄編纂委員長にご参加頂きます。波多野先生は、先般のいわゆる「密約問題」に関わる外務省調査の有識者委員会において座長代理も務めておられました。同委員会が提出した報告書の補章「外交文書の管理と公開について」もご執筆いただいておりますので、こうした点からも有益なご意見をうかがえるものと期待しております。もう一人、『日本外交文書』編纂委員会から原口邦紘委員にご参加いただきました。原口先生は、長年『日本外交文書』の編纂や外交記録公開に従事されておまして、戦前・戦後の外務省記録に精通されております。

本日の座談会では、こうした四名の先生方から、いくつかの大きな枠組みを設けてお話をうかがいたいと思います。第一は、外交史料館のこれまでの歩みと新たな外交記録公開制度発足の経緯です。第二が、諸外国の公文書館における外交文書の公開ということで、諸外国の公文書管理や公開の状況についてお話しいただきたいと思っています。第三に、「外交アーカイブ」に期待される役割ということで、今後、外交史料館が日本の「外交アーカイブ」としてどのような役割を担っていくべきかについて、日頃当館利用にあたって感じられている問題点を踏まえつつ、いろいろご提案いただければ

ばと考えております。

それでは、前置きが長くなりましたが、今、申し上げます最初の枠組みであります外交史料館のこれまでの歩みについて、新しい外交記録公開制度も踏まえた形でお話しいただきたいと思います。まずは原口先生の方からお話し願えますでしょうか。

一、外交史料館の歴史と新たな外交記録制度の経緯

原口（『日本外交文書』編纂委員） それでは、外交史料館の歴史について、外交記録公開の経緯等も交えながら、簡単に説明します。主な経緯を私なりに年表（65頁参照）にまとめてみましたので適宜参考にしていただければと思います。

外交史料館は、昭和四十六年四月に外務省記録を保管して一般に公開する施設として開館いたしました。こうした史料の保存・管理以外にも、昭和十一年以来、外務省、あるいは政府の事業として行われてきた『日本外交文書』の編さん事業や、外交史料に関わる様々な調査などを主たる業務として、すでに四十年近くが経っています。現在の外務省組織規則を見ましても、「外交史料を編さんし、保管しおよび閲覧に供するとともに、これに関連する調査を行う」とありまして、これが開館以来、全く変わらない史料館の基本的な業務ということなのです。

ただ開館当時の所蔵史料は、戦前、つまり明治、大正、昭和戦前



原口 邦紘 編纂委員

期の外務省記録でして、ファイル約四万八千冊を集中保管して、一般の方に公開する、そういう施設としてオープンしたわけです。ここで一つ指摘しておきたいのは、もともとの外交史料館のハード面は、この戦前記録を集中保管する施設ということで、収容能力もそれに合ったサイズでつくられているということなのです。

外交史料館はそうした戦前記録を主な所蔵史料として活動してきましたのですが、最近、大きな変革の波が押し寄せて来ています。それは、これからの議論の主な対象になるわけですが、戦後の記録が新たに本省から移管され、史料館の所蔵史料として加わってきたということです。とくに過去二、三年にそういう動きが本格化してきて、今や軌道に乗っておりますので、これに伴ういろいろな問題、課題が出てきたように思います。所蔵史料の大幅な増加に加えて活動の多様化の波にもまれておりまして、それに伴うソフト面の問題が後ほどまた話題になるかと思っています。

さて、昭和五十年十二月に外務省は、作成後三十年たった外務省

記録の秘を解除して一般に公開するという外交記録公開制度を設けました。まず占領期間中の記録が対象となり、続いて外交再開後の案件に対象が移りましたが、当初おおいに歓迎されたものの、期待が大きかっただけに、次第に、公開の遅れや公開内容が貧弱であ

る、恣意的であるなど公開のあり方が批判されるようになってきました。もともと三十年ルールの外交記録公開は欧米主要先進国の例にならったものでしたが、法律などに基づかない外務省の自主事業でしたので、公開を重ねるにつれ、法的な裏付け、すなわち情報公開法を求める声が強まってきたように思います。その意味で、外務省の戦後外交記録の公開事業は、わが国の情報公開法制定への関心を高める要因の一つになったといえることができます。

平成二十年まで二十一回にわたって総計一万二千冊余の戦後記録が公開されましたが、この頃までの外交記録公開における外交史料館の役割といえますのは、一言で言えば「公開の場」であつたということです。つまり外交記録公開が行われるたびに、本省から外交史料館にマイクロフィルムが送られてきてまして、それを外交史料館で閲覧に供する、そういう役割が主でありました。従来の報道を見ますと、外交史料館があたかも審査部門にも加わっているような記事もままあつたわけですが、あくまでも外交史料館は公開する場所であつたということです。

しかし、最近では、これも大きく変化しています。情報公開法が平成十三年に施行されたことに伴いまして、また近々、公文書管理法も施行される見込みですけれども、外交史料館自体の外交記録公開制度における役割というものが大きく従来とは変わってきているということが注目されます。

特に今年（平成二十二年）の五月に制定・施行された「外交記録

公開に関する規則」に基づく公開が既に七月と十一月に行われましたが、私は、これは「新・外交記録公開制度」のスタートであると位置づけてもいいのではないかと思います。何故なら、この規則は、外交記録公開に関して、三十年ルールを徹底することや公開手続きや公開方法などが初めて明文化されたものであり、しかも外務大臣訓令という非常に重みのあるものだからです。もちろんこの規則は、これまでの外交記録公開のあり方、それに情報公開法や公文書管理法などを踏まえた上での、また、波多野先生が担当された「密約」問題に関する有識者委員会報告書の中の、外交文書の管理と公開についての提言などを踏まえて出来上がったものだと思います。

そういうことで、この新しい外交記録公開制度において外交史料館は、審査、移管、公開の手續に実質的にかかわることになりました。外交記録公開に関する規則にもその役割が明記されていますが、これは外交史料館開館以来、初めてのことです。その前段としては、情報公開法施行に伴いまして、史料館が歴史史料を保管、公開する機関に総務省の政令によって指定されたという流れもありました。そうした中で、新しい外交記録公開制度が始まったということです。話が前後しますが、今年五月の「外交記録公開に関する規則」の施行までには、要公開準備制度という新しい公開方法もはじまっています。外務省の戦後記録を史料館に移管してファイル件名目録を公表し、オンデマンドで現物公開するものですが、平成二十一年二

月のスタートから今まで、既に約一万二千冊もの戦後記録がこの制度の対象となつています。この公開方法は外交記録公開制度の画期的方式としておおいに期待できると思います。このように外交史料館は今や、外務省の外交記録公開制度の中で非常に重要な位置を占めるようになりました。これは外交史料館にとって歴史上の変革とも言える大きな出来事ではないかということを、私自身、外交史料館開館以来、同館を中心に仕事をしてきた者としては、改めて強く認識しているところでございます。

波多野（『日本外交文書』編纂委員長） ちょうど去年（平成二十一年）の今ごろから、例の「密約」の調査が当時の岡田（克也）外務大臣の下で行われたのですけれども、九月ごろから、まずは省内の調査チームが調査を行い、十一月の終わりごろから我々がそれを検証しまして、「密約」の存否については、今年（平成二十二年）の三月に報告書を提出したわけです。その一連の調査を通じて、我々有識者委員会としては、密約があるかないかという問題とは別に、外交記録公開制度についても検証いたしました。つまり、今、原口さんがお話しになったような、従来の「三十年公開ルール」に基づく公開制度が停滞気味であつて、三十年以上運用してきた間に、内容的にも、利用者にとつて不満足なものになってきているという実情があつたということです。この制度は、日本の官庁の中では先駆的な試みではあつたのですけれども、利用者側から見ますと、諸外国に比べて遅れているという感じが否めなかったわけです。



波多野 澄雄 編纂委員長

外務省内にもそれなりの問題意識がありましたので、我々はそのことを踏まえて、この機会に三十年ルールの運用を見直していただくと考えました。報告書の中にも「外交文書の管理と公開について」という一章を設けまして、それに結構力を入れたということです。三十年経過した文書は「原則として自動的に公開」するという趣旨の訓令の制定、外交記録公開推進委員会の設置など、ほぼ我々が提案した方向で動いていると思いますが、細かい点ではまだ十分に進んでいないところがあるのかなと思います。

何が問題として残っているかということは、また後で話題になるかと思うのですが、全体の流れとして、情報公開法が平成十一年に成立しまして、平成十三年から運用されるという進展が一方であって、その十年後に公文書管理法が制定、施行されるということになったわけです。諸外国の場合は、公文書の管理を行った上で、それをいかに公開するかを検討するのが普通なのですから、日本は逆で、まず公開を行って、その後、管理をしようというよう

な、順逆の法律制度になったものから、その間、外務省に限らず、ほかの省庁も含めて、情報公開法施行前後に多くの文書が失われたという経験もあって、公文書管理法が来年施行されることになったのだと思います。いずれにしても、そういう経緯を踏まえま

すと、外務省が今回、本格的に新たな情報公開制度の下で動き出すというのは、日本の官庁全体にとっても非常に意味のあることだと思います。

佐藤（二松学舎大学教授） 原口先生の方から、これまでに外交記録公開の仕方と外交史料館の役割も変わってきているというお話がありました。最近では、要公開準備制度への対応なども加わりご苦労されていることと思います。ただ、これまで二十一回にわたってマイクロフィルムで公開された一万二千冊の外交記録についても、利用者の観点から言いますと、内容が抜けていたり、薄かったりします。一方で原本との照合は全くされたことがなかったわけですから、外交史料館として、戦後の『日本外交文書』を出版される機会にでも、散逸したと思われる文書、例えば、どこかほかの省庁で持っている文書などの調査を行って、史料の再構築のようなことをやっていただけたらと思います。



佐藤 晋 教授

波多野 現在保管している文書をそのまま公開するのはいいのだけれども、既に公開した安保条約や沖縄返還に関する記録の中にも欠落している部分があつて、それが例えば、アメリカやイギリスにはその写しがあった場合、『日本外交文書』として後々編さんすることを念頭に、そういうものを補つておく必要があるのではないかと

いうことですよ。去年の六月、公文書管理法が成立した際の国会でもそういう質問がありました。ちょうど枝野（幸男）さんが担当大臣だったのですが、その質問に対して、諸外国にあるものであっても、外務省、あるいは他省庁は、積極的にそれを収集して保管すべきだということを言っていました。やはりそういう努力も一方ではないと、後に『日本外交文書』を編さん・刊行する際に、体系的なものではないという印象があります。

佐藤 個人が公文書を自宅に保管しているケースもあるのではないですか。

波多野 昔はそういうケースもよくあったようですね。今でも個人の家に残っていることは結構あります。

原口 個人の家にあるものは写しが大半だろうと思います。公務の関連で持って帰ったものが、そのまま自宅に保管されていたということではないでしょうか。

波多野 昔は自宅で勉強するために持って帰っていたようですね。

原口 典型的な例として、戦後まもなく外務省で作成された調書があります。平和条約交渉をまとめたいわゆる「西村調書」をはじめ、戦後のいろいろな重要案件について立派な調書が作成されました。こうした調書は一定部数印刷されますので、どうしても管理が難しくなってしまうのです。そのほとんどは本省へと回収されていくのですが、たまたま途中で保管されていた方が亡くなられたりして、それが外部に巡回してしまうということもあったようです。

先ほどのお話にあった、マイクロフィルムやCD-Rで公開されたものについては、いずれ現物ファイルでごらんになれると思います。確かに佐藤先生が言われるように、機微と思われる案件とか、大型案件などは、公開量が非常に少ないというような問題がありました。これには、マイクロフィルム公開にしたことと、従来の公開が当初の意図に反して、次第にマスキを意識した公開にならざるを得なかったという事情がありまして、現在の公開では、そうした反省を基に、現物公開が中心の「静かな公開」が実現しつつあるということです。

そういうことで、過去においてマイクロフィルムで公開された記録についても、今後、外交史料館において整理が済めば、現物ファイルで閲覧できるようになると思います。

細谷（慶應義塾大学准教授） 「静かな公開」というのは、どういうものでしょうか。

原口 簡単に言いますと、審査が済んだ記録を外交史料館で順次に淡々と公開するということ、公開の際に、マスキだけを特別な対象としないということです。従来、プレスに対しては、一般公開日より、一、二ヶ月前にエンバーゴ付で発表し、一般公開の日に一斉に特集記事が大々的に報道される、一方、学術研究者ははじめ一般の方は、その日に初めて外交史料館で閲覧することができるというものでした。このような公開方式を変更する試みは情報公開法が施行される頃から、省内で検討されていたと思いますが、今回の「外交



細谷 雄一 准教授

記録公開に関する規則」の「骨子」に、「すべてのプレス・学者等が同時に公表情報にアクセスできる『静かな公開方式』とする」とありますので、いよいよ当初の頃のような鳴り物入りではない公開が実現するのではないかと期待されます。その意味で、さきほど紹介しました要公開準備制度のような公開方法が、まさに「静かな公開」と言えるかと思います。

細谷 私は、原口先生のお話をお伺いして、外交記録を公開するためのさまざまな制度が整って、日本もようやく成熟した民主主義国としてスタート地点に立ったのだという印象を持ちました。先ほどの原口先生のお言葉を借りれば「新・外交記録公開制度」の導入によって、より徹底的、網羅的に外交記録公開を行うことになったわけです。これは、「密約」問題に関する有識者委員会の設置が一つの大きな契機になったのだと思います。有識者委員会では、委員が外交記録公開の実情を熟知しておられましたから、今回の問題が密約問題に限定される個別的な問題ではなくて、より一般的な、制度的な大きな問題であるということを指摘されて、報告書にもそのような形で盛り込まれ、その後に、外交記録公開促進委員会ができる重要な足がかりをつくっていただいたのだと思います。そして外交記録公開促進委員会でもかなり白熱した議論が行われていまし

て、これは画期的なことだと思っています。非常に嬉しく、また素晴らしいことですから、ここは強調して申し上げたいと思います。

それと同時に、実際の運用面では今後とも努力をしていかななくてはいけないと思うのです。後ほどイギリスなどとの比較を申し上げさせていただきますが、その前に一言、これまでのお話をお伺いして私が感じたことを申し上げると、基本的に、外交記録公開、政府の文書の公開という問題は、民主主義国としての自覚、あるいは意識、こういうものと不可分なのです。逆に言うと、民主主義国でない国には基本的にこうした制度はないし、必要性も感じられていないということです。

日本は言うまでもなく民主主義国ですが、より徹底した意味で考えると、今回、新たに本格的かつ網羅的な外交記録公開制度ができ上がりつつあるということで、ようやく成熟した民主主義国としてスタート地点に立ったと言えますし、これには非常に大きな意味があります。

そして成熟した民主主義国における文書の公開制度ということであると言いつつ、私は四つの問題があると思います。

一つは、「文化」の問題です。つまり、政府の文書というものは、国民が読んで、それを歴史として学び、政府の政策を検証して、それをさまざまな研究、本という形でまとめ上げて、それが国民の財産になる。文書を作成し保管すること、文書を公開して活用するというのが一つのサイクルとなって国民に浸透して、政府の

抱えるさまざまな重要な問題を、それこそ政治家のトップである総理大臣から、外務省員、あるいは一般の国民、職業的な歴史家、大学教授、こういった専門家に至るまで、全員が共有するということが非常に重要な文化なのです。これは簡単に言えば、例えば、どれぐらいの人が文書館を活用しているかということでも示されるわけです。

イギリスの公文書館には、近所に住んでいる普通のおじちゃん、おばちゃんが暇潰しに来ます。映画を見に行くような感覚で、いろいろな歴史文書を見に行く。イギリスで一番人気があるのは「ファミリー・ヒストリー」というもので、これは昔の、日本で言う戸籍のようなものを調べる「宝探し」です。つまり、自分の血がもしかしたらどこかで国王につながっているかもしれない、有名人につながっているかもしれないということで、普通のおじちゃん、おばちゃんが毎日毎日やって来て、おしゃべりしながら探して、そしてときどき実際に見つかるわけです。シェークスピアのような昔の偉人、あるいは国王と、自分の血がつながっていると分かると、もう嬉しくて、ぺちゃくちゃといろいろな人に自慢するのです。

それだけではなくて、例えば、スエズ危機やフォークランド紛争、第二次世界大戦のヒトラーの動向など、さまざまな問題について、国民が情報を共有します。ですから、イギリスの国立公文書館には、喫茶店もあって、レストランもあって、様々な専門家の講演会が頻繁に行われて、企画展示などもあるのです。

少し前には、イギリス政府によるヒトラーの暗殺計画をテーマに展示を行っていました。この暗殺計画はインテリジェンスに関わる問題ですから、関連文書はずっと非公開だったのですが、五年ぐらい前に公開されて、実はイギリス政府がヒトラーを暗殺する計画があつて、しかし失敗したという記録が出てきたのです。非常に丁寧な解説と写真が展示されていて、普通のおじちゃん、おばちゃん、あるいは学生が来て、それを見る。それを見ると、何となく現物の史料が見たくなる。その場合には現物の史料を見るためのツアーがあるのです。五十人ぐらいのアーキビストが働いていて、そういう人たちが毎日数時間おきにツアーを引率して、全く初めて史料に触れる人たちに説明するわけです。ちょうど大きな博物館、美術館みたいな感じですね。つまり、何もわからない人がとりあえず手ぶらで行ってみて、いろいろな外交史料を見て帰ることが可能な制度があるわけです。歴史家の方であれば、レストランにはいつもだれかしら友達がいいますから、コーヒーを飲みながら、ランチを食べて、おしゃべりをして、今日はこういう成果があつたかということをおしゃべりします。やはりこれは文化だと思うのです。これが非常に根強く浸透しているということが、イギリスの政治や外交のクオリティーを上げることにも大きく貢献しているのです。

もう一つは「理念」です。理念として、政府が真剣に外交記録公開の重要性を理解している。例えば、今から三年前に、当時のゴードン・ブラウン首相が三十年ルールを見直すための有識者委員会を

つくって、報告書がちょうど今年の一月に出たのですが、その報告書では、三十年ルールにはどういう問題があるのかということを検証して、元外交官、歴史家、ジャーナリストといった専門家、あるいは普通の利用者など百人を対象にインタビュー調査を行って資料にまとめ、さらに、二千三百人の利用者にインタビューを行って、どういふふうに変えたらいいか検討して、その結論として十五年ルールになったということです。十五年ルールに変えるためには、七十〇八十億の予算が必要だと見積もりまして、それを実行に移したわけです。つまり、そういうレベルまで行かないと、動かせない問題なのです。

ちょうどこの七月、私はイギリス外務省の担当の方々にいろいろとお話を聞いてきたのですが、総理が有識者委員会をつくって、実際に動くという背景には、やはり哲学があるのです。外交記録公開というものについて、外務省内だけではなくて、ナショナルなレベルで、歴史家、専門家を含めたかたちで今までの政策を検証すべきであるという考え方があるのです。つまり、ただ単に透明性、説明責任ということだけではなくて、一体、今までのイギリス外交にどういふ問題があつて、どこを直したらいいのかということ、外務省員には時間がなくて十分に検証できないので、プロの方々、あるいはいろいろな研究者に見てもらつて、ナショナルなレベルで今までの政策を検証するということです。

さらには、外交記録というのは基本的には国民の財産である、と

いう哲学があります。外務省の財産で、どうしても見せてくれと言ふから、しょうがないから少しだけ見せてあげるといふことではなくて、もともと国民の財産である。つまり、記録をつくる時点から国民の財産であつて、これを十五〇三十年の間、外交上の理由から、やむを得ずに一時的に国民には非公開にする。しかし三十年たてば、もともと国民のものを国民に戻す。つまりは、自由に閲覧をしていただく。これはやはり哲学の問題なのです。

そもそも外交記録はだれのものなのか。外交記録を紛失する、恣意的にそれらを隠滅するということは、国民の財産を恣意的に悪意を持って失わせることになるわけですから、窃盗であつて、つまりは公金の横領と同じ問題になつてくると思うのです。それはやはり理念の問題として、民主主義国として、税金も外交記録も同じですが、国民の財産であるという哲学ですね。

三つ目は「制度」。これはもう既に原口先生がお話しされたことです。私から、私が申し上げるまでもありません。

四つ目が「運用」です。運用というのも非常に重要な問題であつて、今回日本の外務省が採用した制度はすばらしい制度だと思ふのですが、人員と予算の面で、間違いなくこれは運用不可能だと思つていきます。つまり、予算を増やし、人員を増やさない限り、岡田大臣が理想としたようなものを実行するため、恐らくは、外交記録・情報公開室長をはじめとする方々が過労で倒れるまで続けられると思ふのですが、今の体制で運用していけば、いずれ必ずまた止まつて

しまうと思うのです。先ほど波多野先生が、既存の三十年ルールが停滞していたということをおっしゃられた。つまり、最初は元氣よくやっているけれども、時間がなくなってくると、いろいろとおそろかになってくる。同じような形で、今回の制度も、恐らく数年の後には、疲労によってやや停滞してくる可能性が非常に高い。運用をより効果的にするためにはどうしたらいいのかということ、これから次の段階で真剣に議論しなくてはいけないということです。

私が今、申し上げた四点が、更にもう一つ高い段階に行ったときに、間違いなくそれが日本の外交の質を向上させて、日本の中で民主主義の意識が深くなり、更には大変忙しい外務省員の方々の仕事を減らすことができるのです。つまり、自動的にいろいろなものが公開されることによって、不必要なフラストレーションやストレスのたまる作業を大幅に免除されて、より重要なサブの政策に専念できるようなということ。予算をつけて、人をつけることによって、煩雑なさまざまな作業がよりルーチン化して、外務省全体としても利益になる。是非そういった方向に行ってほしいというのが私の意見です。

二、諸外国の公文書館における外交文書公開

新見 先生方から、わが方のこれまでの外交記録公開でありますとか、新しい外交記録公開制度についていろいろなお話を伺いましたけれ

ども、他方で諸外国においてはどのような形で外交文書が公開されているのかに話を進めてまいりたいと思います。

続けてお話しただいて恐縮ですが、まずは細谷先生から、イギリスなど諸外国の外交文書公開の現状や、公開制度といったことについてお話しただければと思います。

細谷 私はアメリカとフランスに一年ずつ留学いたしました。また、それまでイギリス外交史が専門でしたから、イギリス、アメリカ、フランスのアーキビストの方々、あるいは史料編さんの担当の方々のお話を聞きまして、やはり英米が非常に進んでいるという印象を受けました。先ほど申し上げた文化や理念という点ではアメリカは非常に徹底しているのですが、制度面、運用面では、むしろアメリカよりイギリスの方が優れているように思います。

それを前提に、イギリスの制度について、日本では余り知られていない部分もあるので、簡単に申し上げます。まず、先ほど、イギリスは三十年ルールを十五年ルールに変えることになったと申し上げましたが、今から申し上げるのは現行の三十年ルールについてです。私が一番印象的だったのが、イギリスの制度の場合、最初の三年間はそれぞれの主管課で外交記録を保管しますが、四年目からは例外なしに一律すべて、ロンドンの中心から車で三十分から一時間の郊外にあるハズレー・パークの外交記録の管理棟に移すということです。その時点で記録にはすべてナンバリングが付され、その後それぞれの記録の取扱いについて検討するとい

うことです。

日本の場合は、御承知のとおり、基本的には主管課で外交記録を保管して、邪魔なものから地下の書庫に持っていくきます。重要なもの、すぐに使うものは執務室の棚に置いておくけれども、そのまま何年でも置いたままの場合もある。そしてその間に、主管課の人がその記録をごみ箱に捨てたり、紛失するということも十分にあり得るわけです。あるいは恣意的に消滅させることもできる。

ところが、イギリスの場合、今、申し上げたとおり、三年たつと、自動的にすべてリストに載りますから、例えば、何らかの理由でインテリジェンス文書などを破棄する場合には、「destroyed」という言葉を使って、何年何月何日に廃棄されたかを明記します。我々が三十年たつてイギリスの史料館で閲覧するときには、どの文書が廃棄されたのか、すぐ分かるのです。あとは、いつまで非公開かという問題になってきますが、例えば、インテリジェンス関係では、百年後まで機密が維持される。そうすると、我々はそれを待たなければならぬということになります。

日本の場合は、廃棄した記録についての情報がすべて出されてはいないということです。それはなぜかというと、先ほど波多野先生がおっしゃったとおり、公文書管理法がなかったからです。イギリスの場合は、先ほど申し上げたように、これは国の財産ですから、廃棄した場合、紛失した場合は重大な処罰が科されるのです。勿論、恣意的な隠滅ということであれば、かなり重たい刑に処せられる。

それが日本にはなかったから、自由に記録を捨てることができたということになります。

なぜイギリスでは三年経った記録を一律すべて移管するのかというと、過失によって紛失して処罰されたくないという外務省員が考えているからです。つまり、自分が責任を負いたくない、怖い、ということ、四年目には一律ハンズレー・パークに移管して、四十人ほどのアーキビストがそこで徹底的に集中管理をする。

あとは、集中管理をしないと必要ときに記録を探し出せないという問題があるのです。例えば、竹島の問題や、尖閣の問題で、過去の日中、日韓の交渉に関する記録が必要になっても、主管課の人たちに時間がない、あるいはそれに詳しい人がいない場合、本当に網羅的に必要な史料を揃えることができるのだろうかということ、イギリスの場合は、四十人のアーキビストがいて、本省から要請があれば、翌日には必要なものをすべて揃えて一括して送ることができます。これは集中して管理しているから可能なわけです。

つまりは、私はよく申し上げるのですけれども、論文を書いたり、文書を作成しても、ハードディスクから一切引き出すことができないければパソコンの価値がないわけです。イギリスの場合は、短時間で、非常に効率的に引き出せるのに対して、日本の場合は、どこにどういう形で置いてあって、それがすべてかどうかということを基本的にだれも把握していない。二、三年おきに人事異動がありま

すから、変わったばかりであれば、よくわからない。これは外交と

して非常に不利になるわけです。イギリスが、一律四年後に一括してハンズレー・パークの文書保管庫に移管するのは、情報公開の観点、透明性を維持するためということではなく、純粋に外務省の中の論理から必要性があつて移管しているということです。

そして、四年目に移管したものが三十年目で公開するまでの二十五〜二十六年の間に審査が行われます。四十人のアーキビストが、廃棄すべきもの、三十年後に公開すべきもの、あるいはより長く機密を延ばさなくてはいけないものをそれぞれ管理する。そして三十年後の一月一日に一切漏れなく全ての記録を国立公文書館に移管するのです。これには全く例外はありません。一月一日にはただ単にトラックで運ぶだけであつて、審査はすべて終わっているのです。国立公文書館では一切審査しません。保管するだけです。その中で、どれを公開しているのか、あるいはどうやって公開するのかということとは、二十五年の間にすべて済ませているということです。

また、情報公開法に基づく開示請求があつた場合、日本では、主管課の方が他の業務の片手間でするので、忙しい北米局などでは完全に放置されてしまいます。そして延長されて、全く出てこない。あるいは非常にあいまいな理由で非公開ということになるわけですが、イギリスでは、移管後数年のうちにすべての記録の審査を行います。種別ごとに分けてありますから、情報公開請求が来たときには、アーキビストが専門的な見地から、勿論、相談することはありますけれども、非常に短期間で公開、非公開の判断を行うことができるので

す。

簡単に審査の制度について申し上げると、一番重要なのが、ハンズレー・パークで行われるアーキビストによる審査です。これは基本的に、機微なものは一切判断しません。二〇〜四〇%の文書のみが公文書館に移管されて、六〇〜八〇%の歴史性がない、公開する価値がない文書は自動的に破棄されています。そういうものについては、わざわざ審査をするものではないということで、この二〇〜四〇%の文書について、次の段階として、外務省内での公開審査があります。これは、大使経験者、外交史研究者、専門的なアーキビストを構成員とする委員会が行うのですが、ここでは「censor」ではなくて「word out」という形式で、つまり、公開する意味があるかないか、できるかどうかということを判断するのです。その後、次の第三段階で、法務大臣などによる大法官委員会という独立委員会が、今度は法律的な観点から、非公開が適切かどうかを判断して、最終的に非公開のものを決めるということです。

ですから、イギリスの場合、非公開の文書というのはほとんどということですが、つまり、開く必要がない、歴史的な価値がない六〇〜八〇%の文書は廃棄しますし、核兵器関係やインテリジェンス関係の文書などは、かなりの程度、非公開になります。そうでないものは基本的に公開されるということです。つまり、隠さなくてはいけないものは三十年間隠しているわけですから、三十年たったらすべて公開できるということなのです。

日本の場合は、三十年たってから公開の可否を審査するわけですが、イギリスでは先に審査を行い、公開できないものは三十年間機密にしているわけですから、三十年後に公開できない理由が実はない。つまり、イギリスの三十年間機密にするかどうかという審査と、日本の三十年たった後に開けるかどうかという審査が意外と似ていて、日本は審査基準が厳し過ぎるという気がします。

結論として申し上げますと、イギリスは制度的に非常に進んでいます。アメリカの場合は、制度的にやや試行錯誤しているところがあります。特に大統領図書館と国立公文書館との関係などは複雑です。アメリカの場合は政治任用が多い国ですから、その部分がかなりプライベートな文書として扱われる場合があるということ、それは政治制度上の問題、政策決定システム上の問題として難しいのです。

日本の場合は、議院内閣制ということでイギリスに似ていますから、より徹底した情報公開が制度的には可能だろうと思いますが、しかしながら、イギリスもこれまでいろいろなと模索していきまして、つまり、当初は五十年ルールを採用していたのが、一九七三年（昭和四十八年）に現行の三十年ルールができて、それが運用上うまくいっていないということで、一九八三年（昭和五十八年）に本格的に効率を上げるための取り組みがなされ、その中で先ほど申し上げたハンズレー・パークが出てきたのです。つまり、今、日本が悩んでいることは、ちょうどイギリスが三十年前に悩んでいたことに似

ているのです。

今回、ブラウン首相の下で、改定が行われる上での一つの重要な問題がデジタル化でした。また後ほど出てくると思うのですが、も、つまり、電子媒体の史料というものをどのように保管するかという問題が深刻な問題として考えられているのです。日本においても、イギリスの三十年遅れで三十年ルールを徹底させるという問題と同時に並行的に、電子媒体の史料を、どのような形で保管、あるいは公開するのかという問題についても、今からある程度の準備をしないと間に合わないのではないのでしょうか。

佐藤 今のデジタル化のお話に関連して、最近は確かに便利になりました、インターネットで、自宅や、大学の研究室、図書館等から世界中の史料が見られるようになりました。一つには、今、細谷さんがおっしゃったように、一九七三年（昭和四十八年）ぐらいから、アメリカでは電報のやりとりなどでデジタル的な手法が採用されるようになりまして、そうした記録がデジタル化されて、そのまま保管されているので、逆にかなり公開しやすいし、検索もしやすいということ、先行的に公開が進んでいるような状況だと思っています。

もう一つ、紙媒体等の史料をデジタル化して利用者の便を図るという方法もあると思うのですが、先ほども出たように、確かに便利ではあるのですが、お金がかかる。アメリカの場合、情報公開請求で開示されたものはほぼネットに載りますので、その過程で文書のデジタル化をやっていると思うのですが、これはやはり政府全体で

やらないと、到底予算的にもやっていけないことだと思えます。あと、デジタル化したものは必ず検索ツールのようなもので検索させるので、文書相互の文脈が失われてしまうことが問題としてあると思うのです。つまり、この文書とこの文書で一つのボックスであるというような、つながりがわかるという意味で、現物公開の価値というのは、まだ残っているのではないのでしょうか。

日本の外務省でも一部の外交記録についてデジタル化をすすめておられますが、そういう意味では、外務省は結構突出して進んでいるなという感じがするわけです。記録公開についても他省庁はかなり遅れていまして、例えば七〇年代には、通貨、貿易、安全保障など、ほかの省庁が中心になってやった外交案件もあって、中には外務省が関与していないものもありますので、偏った形の記録公開、歴史研究のアウトプットの危険を避けるためにも、是非、各省庁足並みをそろえて史料の公開とデジタル化に取り組んでいただきたいと思っています。

また、現物公開されたものについて、利用者が各個人でデジタル化を依頼するのでは、かなりお金がかかってしまいます。一部の人がしか研究できないということでは困りますので、できれば外交史料館のアーキビストの方で公開された記録をリンク付けして、重要な史料については事前にDVDにして安く買えるようにするのも一案だと思います。あるいは、利用者側で民間機関を設けて、各人がデジタル化したものを共有してどこかのサーバーで公開するという

ことも、合法かどうかを確認する必要がありますが、そういうことも考えていかなければいけないのかもしれないかもしれません。ただデジタル化すればいいというわけではなくて、現物公開の価値等と併せて、今後も検討していただきたいと思います。

波多野 デジタル化の今後と言いますか、アジア歴史資料センターが、外務省、防衛省、国立公文書館と三つの館の所蔵史料をインターネットで順次公開しておりまして、戦前部分についてはもう二、三年で完了いたします。今、次の計画をどうするかということを議論しているのですけれども、関連して考える必要があります。

また、国立国会図書館も去年から、昭和四十三年以前の図書、文献をすべて電子化しようとしています。その場合にも、共通する問題として、紙媒体をどのような形で残していくのか、そしてそれを電子化した場合のメリットと、現物で残しておいて、それを利用する場合のメリットを今後どのように考えるのかという問題があるわけです。これは利用者の側の問題でもあるし、提供する方の問題でもある。外務省だけの問題ではないというような感じがします。

原口 波多野先生からお話があったように、アジア歴史資料センターのウェブサイトでは外交史料館の、特に中国、アジア関係の記録を検索して見られるようになっていきます。現物の史料に触れることなく、インターネットだけを見て論文を書く学生が出てきた、果たしてこれでもいいのだろうかという声もあるわけですが、世の流れで、デジタルアーカイブが当たり前の時代になっていくとは思うので

す。

一つには、現物というのは、どうしても器の問題があります。すべての公文書館の抱えている問題であります。外交史料館の場合も、その問題が切実です。最初に申し上げましたように、もともと、この建物は、戦前の外交記録を入れるためのサイズの器でしかなかった。外交史料館の最大の課題の一つはハード面の充実をどうすればいいのかということだろうと思います。別館の一部を書庫に改築したり、涙ぐましい努力は続けられてきたわけですが、それでも、将来的にどんどん新しい記録が史料館に集中してくるわけで、それをいかに収蔵し、利用に供していくのかというのが最大の課題、永遠の課題だろうと思います。そういうことを考えた場合に、デジタルアーカイブの活用の方法はあるのだろうと思うのです。

つまり、デジタル化して、それを外交史料館で保管して、閲覧に供する。あるいは更に広く提供することもできるわけですが、オリジナルそのものは、例えば、いろいろな条件をつけて、民間のきちつとした保管庫で保管するシステムにするなど、様々な方法が考えられますから、そういう意味では、デジタルアーカイブは史料館の将来を考えていく上での選択肢の一つなのかもしれません。

ただ、明治初年、外務省創設当初から非常に重要な部署とされていた文書を管理する部門、つまり、戦後で言う文書課が、デジタルアーカイブの波が起きた最初のころに廃止されているのです。当時は、もう文書は要らなくなるのだというような風潮がばつと出て

きて、文書ではなくて、電子媒体によって管理をするのだというような気運があったように思います。私は当時、文書課で公開審査に携わっていましたが、そういう立場で、文書課がなくなってしまうてどうなるのだろうかという思いをいたしました。

案の定、このように外交記録公開、文書の管理がある意味では日の目を浴びて、非常に重要になってきまして、外交記録・情報公開室にしろ、外交史料館にしろ、大臣官房総務課の一部署に過ぎないわけではありますが、文書の管理、関連業務が、まさに今、ここに集中してきているような状況ではないかと思うのです。

細谷 今のデジタルアーカイブ化には、記録媒体の問題と、管理の問題と、公開の問題の三段階があると思うのです。記録媒体については、今はまだ、戦前・戦後の文書はともに現物は紙媒体ですが、今後は外務省内でのEメールなどをどのように扱うのかということも問題になってくるでしょう。

もう一つは、管理の問題ですが、今、ウィキリークスで問題になっていますけれども、電子メディアの管理は紙の場合と異なり、例えばフロッピーディスクに入っている一つの文書をデリットで消してしまうのは非常に簡単で、それを後から見つけるのは場合によっては非常に難しいのです。そういうことで、管理方法も変わってくると思います。

公開の問題について言いますと、イギリスの Documents on British Policy Overseas という外交資料集が試行錯誤を重ねてい

まして、ベルリン封鎖に関する巻では、非常に薄い四十ページぐらいの解説だけをつけて、あとは全部PDFファイルでDVDにしました。ところが、これは評判が悪くて、次のドイツ統一に関する最新巻ではDVDは入れず、通常どおり紙だけの形式に戻したということです。

また、イギリスの場合は、閣議文書はすべてインターネットで公開しています。私も、閣議文書を無料でダウンロードして、それを大学院の授業で使っていますが、それ以外の外務省文書などの多くは有料です。

イギリスは現在「電子政府(eGovernment)」ということで、すべての外交記録を含めた文書を画像ファイルで記録することになっています。外交史料館でも同様だと思うのですが、イギリスでも、貴重な歴史的史料が、場合によっては、破れたり、あるいはペンで書いたものが見えなくなったり、破損したりということ、これが深刻な問題になっているのです。これをすべて電子データ、PDFファイルにして、それを見ることによって、かなりの程度、破損を防げて、長期的な保存が可能になるということです。基本的にイギリスの場合は、オンラインで画像データを簡単にダウンロードできるものと、国立公文書館に行って現物を見るものとの二本立てをずっと維持しています。やはり実物をどうしても見ないとわからない部分もあるのだと思います。

あと、テキスト化か画像ファイルかということと言うと、イギリ

スの場合はほとんどが画像です。メモやアンダーラインなども見れるために画像ファイルにして、基本的にテキストにはしないのです。ただ、検索にかけられるように文書のタイトル、あとは二〜三行の概要をテキスト形式で入れることによって、検索をかけるときにはそれで文書を検索するのです。

三、「外交アーカイブ」に期待される役割

新見 それでは最後に、外交文書公開の意義や、外交史料館利用にあたって日ごろ感じられている問題点などを基に、今後、外交史料館に期待される役割等々につき、先生方からご提言などをいただきましたと思います。

佐藤 外交史料館には学生時代から二十年以上通ってお世話になっているわけですが、外交史を研究する者からしますと、外交史の研究の基になっている史料が誰でも利用できる形で公開されているということは、実証可能な学問としての地位を与えられているといえますか、つまり、他人が同じものを見て、反証できる可能性が担保されることになります。一部には、だれも見えないような史料をどこからか持つてきて、自分だけ使って、それに価値があると考えるような風潮もあるわけですが、他人によって検証されないということは、研究としての価値はありません。自分が使った史料でも、また、他人が研究で使った史料でも、常に外交史料館に

来れば見られるというような形で、研究をベースで支えているという役割が外交史料館にはあるのかなと思っております。

あとは外交記録の公開がどんどん進み、外交史料館が所蔵する外交記録も増大してきましたから、こうした史料をネットで検索できるシステムがあれば、地方に住んでいる方には特に便利なのではないでしょうか。私のように毎週のように来館している人間はいいのですが、地方から来る人にとってはコストの問題もありますので、ある程度事前に検索できるようなものがあればいいのかなと思います。

先ほども話が出ましたが、以前は新規文書が公開されることに価値があつて、それを新聞に載せてもらうみたいな風潮があつたということです。新史料自体に価値があるわけではなくて、それを分析して、それが研究なり、新事実としてアウトプットされてやつと付加価値がつくということです。従来のようなやり方を改めて頂いたのは勿論良いのですが、公開された史料を使って、研究者がアウトプットできる、そのための手助けを史料館の方で担っていただけだと思います。そのためには、さまざまな細かなシステムをつくったり、データを打ち込んだり、そういう作業が必要になるかとは思いますが。

最後に、アメリカや、イギリスの外交記録公開が進んでいて、日本の公開は遅れているということで、どうしても研究者はアメリカやイギリスの史料を使っていますから、その結果、アメリカあるい

はイギリス中心の歴史になるのではないかという危惧もあるわけです。実際に、アメリカの史料が先に公開されたら、アメリカ中心の歴史になるのかどうか、本当に実証されたことはないとは思いますが、それでも、日本の場合、もともと史料は日本語なので、それだけでも世界的に見たらハンディを負っているわけです。

また、マルチアーカイブといっても、質量に不均衡がある場合は、その研究自体が少し偏つたものになるのはやむを得ない面もあるわけ、その二点から、外交史料館として海外の利用者にどれぐらい優しくできるのか、日本語の文書を全部英訳にするわけにいかないのですけれども、例えば、目録だけでも英訳して出すとか、そういった形の試みも今後は必要になってくるのではないかということを通じて終わりにしたいと思います。

細谷 基本的な認識として、日本の外務省の方々、外交官の方々は、ほかの国の外交官の方々と比べて、やはり優秀な方が多いように思いますし、そのときどきに恐らく最良の決断をされていると思うのです。ですから、外交史料公開が進めば進むほど、戦後の日本外交に対して積極的な評価が広がるのではないのでしょうか。全体の九九％は良いことをやっていても、一％の悪いところをメディアが取り上げて、それによって国民に、やはり外務省は悪いことをやっているというような印象を持たれてしまうことを、外務省側では懸念していると思うのですが、歴史家は勿論そのような見方はしません。さまざまなものをトータルで見ても、アメリカ側の文書等と比べ

て考えるわけです。例えばアメリカとかイギリスが日本の外交を低く評価し、日本に対して批判的であつた場合でも、それに対して、日本には日本の論理や弁明があつて、つまりは、そのときにそういう判断をせざるを得なかつた、有名な陸奥宗光の言葉で言えば「他策ナカリセム」、もうそれしかなかつたのだということを日本側の史料で示すこともできるわけです。むしろ、外交記録が十分に公開されていないことが、外務省に対する疑心暗鬼、政策への低い評価につながっている部分も多少はあるように思います。外務省が様々な制約の中で苦渋の決断をした経緯を明らかにすることで、問題意識を国民が共有し、では、もっといい方法が果たしてあつたのか、これを検証することによつて、日本の外交の質も上がっていくのだろうと思います。

今後、世界全体で、外交記録の公開は加速していくはずですが、先ほど申し上げたとおり、イギリスは十五年ルール、フランスは二十五年ルールに変更して進んでいるわけですから、日本側の史料が開いていないということは、他国の視点から日本の外交交渉を見ることになるのです。そうすると、領土交渉などでは特にそうなのですけれども、他国が、自分たちの正当性を自国の史料によつて主張して、それに対する反論の材料が日本側になれば、結局は、我々は間違っている、あるいは向こうが正しかったということになってしまうのです。これが東京大学の川島真准教授が日中歴史共同研究の中で指摘した「アーカイバル・ヘゲモニー」です。中国には膨大

な史料があつて、今後、戦略的、恣意的に公開する可能性が強まってきています。それに対して、日本が閉じていることの不利を真剣に考えなくてはいけないと思います。

更には、ウィキリークスの問題が示すように、情報の漏洩は、日本の外交の深刻な不利益につながることがあると思いますので、情報セキュリティについても、これからはより一層厳しい対応が求められるようになると思います。制度面、運用面で、これから真剣に、今の体制の欠点、問題点を見直してさらに良いものに変えていく必要があるでしょう。それがまた日本国民全体の外交理解、進化をうながし、日本全体の、いわゆる啓蒙された国益につながっていくのではないのでしょうか。政府が何か決定をするときに、その問題の背景、重要性、意義というものを、外交史家、歴史家、国際政治学家などの専門家だけではなく、より広いレベルで、ジャーナリストを含めて、あるいは一般国民を含めて、共有することができるようになると思います。

原口 今、先生方からお話のあつた外交史料館に対する期待、要請を実現するためには何が必要かという点、外交史料館のハード面については先ほど申し上げましたけれども、やはりソフト面の充実以外にないと思うのです。例えば、佐藤先生がおっしゃったような体制づくりに伴う作業については、それなりの史料館の陣容の充実があれば、これは必ずできます。勿論、予算なども伴う問題ですから、すぐにはできないかもしれませんが、陣容さえ備われば、こ

それは不可能ではないと思うのです。

今、世にいろいろ言われているのは、公文書館におけるアーキビストの存在、養成の必要性です。外交史料館も、外から見ると、国立公文書館と同じ機能を持ち、同じように活動していると、そういう評価を受けている面があると思います。しかし、内実は、一言で言うところ、非常に苦しい状況にあります。

先だって、「外交記録公開に関する規則」が制定された際、当時の岡田外務大臣がいくつかの変革を述べられた中で、文書管理部門について「体制の人員、組織面での強化」ということが強調されていました。例えば、七十人体制、百人体制にする、それから、外交記録管理部門の組織の再編、そういうことを言われております。

外交史料館は、先ほども言いましたように、ただ外交記録を公開する場だけではなくて、公開のためのプロセスにタッチすることになったわけです。例えば、三十年以上経過した行政文書の公開手續においても、外交史料館の意見を踏まえるように明記してありますし、今後満了する行政文書の公開手續や、その保存・廃棄についても外交史料館の意見を踏まえるということで、非常に多くの部門で、外交史料館の果たすべき新たな役割が増えました。そしてまた、本省から次々と多数のファイルが移されてきていますから、史料館としては、できるだけ早く整理して一般の方に公開しなければいけないという使命を負っているわけです。

そういった場合に、あえて申し上げますと、外交史料館の陣容は、

情報公開法が制定、実施される前も今も本質的には変わっておりません。勿論、歴代の館長が努力されてきているのは事実ですけれども、なかなかその努力が報われてはいません。外務省が文書管理部門の強化に努力するというのであれば、外交史料館も同じ組上で強化していただきたい。そうすれば、今、先生方から言われたような外交史料館に期待するいろいろなことも、実現していくのではないかと思います。

波多野 これまでの議論全体を踏まえて感じましたのは、日本の戦後の外交活動を検証するという場合に、国民全体でこれを検証していくのだという視点が基本的には必要だということが一つです。

もう一つ、さつき細谷さんがおっしゃったように、有識者委員会の中でもこういうことは議論をしたのですけれども、例えば、安保条約、沖縄返還、あるいは日中国交正常化なり、戦後の重要な案件について、特に日米関係を軸とする外交案件が、アメリカ側の文書だけによって先にその経緯やら歴史が書かれるということは、日本の外交史というか、日本の現代史というものを語っていく上で、検証していく上で、非常に不利だということです。そういうことを気づくか、気づかないかはともかく、韓国や中国や台湾が積極的に文書を公開するようになってくると、日本は「外交力」の面で遅れを取っていくような感じがします。そういうことが一つです。

もう一つ、現実的な問題として、一九七〇年代以降の外交記録を見ますと、外交活動の場が広がり、単に政治外交だけではなくて、

文化、通商、経済といった分野も含めて、圧倒的に大量の文書が蓄積されてきている。それを三十年ルールということで公開する場合、何を保管し、何を廃棄するのかといった基準は非常に重要だと思いますが、文化、通商などと分野が広がるにつれて、何が重要か、何を歴史史料として残すべきなのかという判断を外務省だけで行うことは難しいのではないかと思います。選別はある程度重層的にやっていた必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、自動的に公開していくと言っても、一斉に公開するわけではないでしょうから、何を優先的に公開するのかという問題があります。「静かな公開」とは言っても、外務省として何を訴えたいのかという主張もあるだろうと思います。その結果、研究者が求める優先度との間に少しはずれが生じるかもしれませんが、そういうところは、例えば、研究者や関係学会に対してモニタリングを行うとか、絶えず公開することへの緊張感を保ってほしいと思います。

新見 長時間にわたり、貴重なお話をありがとうございました。

(平成二十二年十二月十日、於外交史料館会議室)

外交史料館と外交記録公開制度

年 月 日	事 項	備 考
1958(S33)	・戦前記録一括秘解除(外務省内規)	
1971(S46)	4月15日 ・ 外交史料館、開館	⇒戦前記録(約4万8千冊)を集中保管し公開(初の一括公開)
	6月 ・国立公文書館、開館	
1975(S50)	12月25日 ・ 外交記録公開制度、発足	⇒戦後外交記録の公開についての基本方針(30年ルール)発表
1976(S51)	5月31日 ・第1回外交記録公開【190冊】	⇒戦後記録の初めての公開。但し、マイクロフィルム(MF)公開
1982(S57)	9月20日 ・第7回外交記録公開【60冊】(講和条約、旧安保等)→【1-7回計558冊】	⇒占領期間中の主な案件記録公開終了(外務省談)
1985(S60)	3月25日 ・第8回外交記録公開【81冊】	⇒外交再開後の所謂「生きた記録」対象
1987(S62)	12月15日 ・「公文書館法」制定	
1999(H11)	5月7日 ・ 「情報公開法」制定	⇒法による開示(公開)
	6月23日 ・「国立公文書館法」制定	
2000(H12)	12月20日 ・第16回外交記録公開【680冊】→【8-16回 計10,267冊】	
2001(H13)	3月30日 ・外交史料館、歴史資料の保存・公開機関に指定(歴史資料保存に関する閣議決定による政令指定機関)	
	4月1日 ・ 「情報公開法」施行	
	10月9日 ・開示済文書の中の歴史的価値ある文書写の一般公開	⇒外交史料館 新規業務:公開済み⇒約8,500件
2002(H14)	3月 ・『日本外交文書』戦後シリーズ刊行開始	⇒外交史料館 新規業務:講和関係8冊既刊(2009/3現在)
	8月21日 ・外務省改革「行動計画」発表:(1) 情報公開への積極的対応、(2) 外交記録公開の透明化・迅速化	⇒2004(H16)年2月4日、第2回会議開催
	12月24日 ・第17回外交記録公開【572冊】	⇒情報公開法施行後初の公開。MF公開からCD-R公開へ
2003(H15)	7月15日 ・「外交記録公開に関する有識者諮問会議」開催	
2006(H18)	8月 ・公開済み外交記録のインターネット掲載	⇒主な対象:第1～8回公開記録。
2008(H20)	12月22日 ・第21回外交記録公開【225冊】 →【17-21回計1,411冊】	⇒第1-21回外交記録公開冊数【12,236冊】
2009(H21)	2月26日 ・外交史料館、 「要公開準備制度」開始 (外交史料館に移管された一般案件記録の公開) →要公開準備制度対象【公表目録1,002冊】	⇒外交史料館 新規業務。「静かな公開」への移行スタート ⇒2010(H22)12月まで【公表目録約12,000冊】
	6月24日 ・ 「公文書管理法」制定	
2010(H22)	3月9日 ・『「密約」問題に関する有識者委員会報告書」→提言:「外交文書の管理と公開について」	
	3月16日 ・外交記録公開・文書管理対策本部、設置	⇒本部長:岡田外務大臣。有識者委員会報告書の提言に基づく
	4月6日 ・外交文書の欠落問題に関する調査委員会、設置	
	5月25日 ・ 「外交記録公開に関する規則」(外務大臣訓令)制定・施行 (30年ルール明記、政務レベルの関与、外交記録公開推進委員会設置など)	⇒ 新「外交記録公開制度」スタート ⇒外交史料館の役割の変革:従来の公開の場(所)から移管・審査・公開の場へ
	6月4日 ・「外交文書の欠落問題に関する調査委員会報告書」	
	6月17日 ・「外交記録公開推進委員会」第1回会合(以後、定期的に開催)	
	7月7日 ・外交記録公開【沖縄返還、安保改訂関係37冊】 →以後、随時公開	⇒「外交記録公開に関する規則」に基づく最初の特別案件公開

(原口編纂委員作成)